

道路空間利活用ガイドライン

令和7年8月 策定

令和8年4月 改定

東大阪市土木部道路管理室

道路管理課(道路管理者)

目次

1. ねらい・目的	_____	P 1
2. できること	_____	P 2
3. 利活用エリア・料金		
永和駅前交通広場	_____	P 3
東大阪市×鳥貴族うぬぼれ俊徳道駅前交通広場	—	P 8
布施駅北口駅前交通広場	_____	P 12
中緑道23号線(若江岩田駅前)	_____	P 15
利活用時間・一般利用者への配慮	_____	P 17
4. 利活用できる人・団体	_____	P 18
5. 利活用(道路占用許可)手続き	_____	P 19
6. 電気コンセント使用手続き	_____	P 21
7. 気持ちよく利活用してもらうために	_____	P 22
8. 特に多い苦情	_____	P 25
9. 様式集	_____	P 26

1. ねらい・目的

ねらい

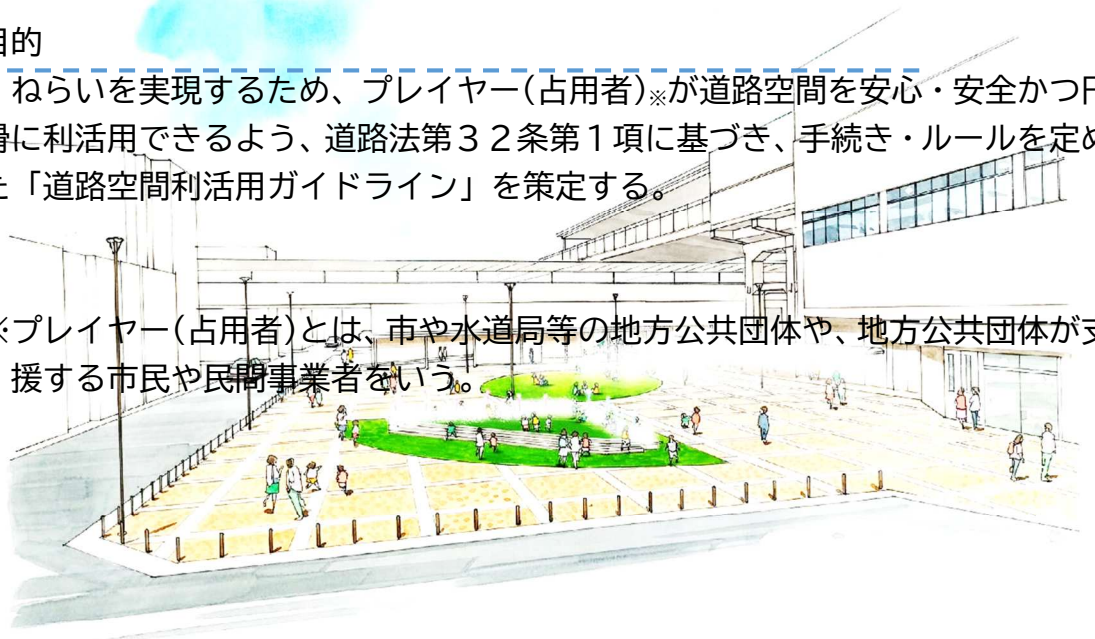
地域の活性化やにぎわい創出のため、イベントやマルシェ、フリーマーケット等を開催する場として、道路空間である駅前交通広場等の活用を積極的に進めていく。

また、道路空間を活用することで、東大阪市及び地域のPRになることや、健全な維持管理機能を確保する効果も期待できる。

目的

ねらいを実現するため、プレイヤー(占有者)[※]が道路空間を安心・安全かつ円滑に利活用できるよう、道路法第32条第1項に基づき、手続き・ルールを定めた「道路空間利活用ガイドライン」を策定する。

※プレイヤー(占有者)とは、市や水道局等の地方公共団体や、地方公共団体が支援する市民や民間事業者をいう。



2. できること

イベント

マルシェ、ライブ、ダンス、発表会 等

物 販

フリーマーケット、朝市、クラフト 等

飲 食

キッチンカー、屋台 等

その他

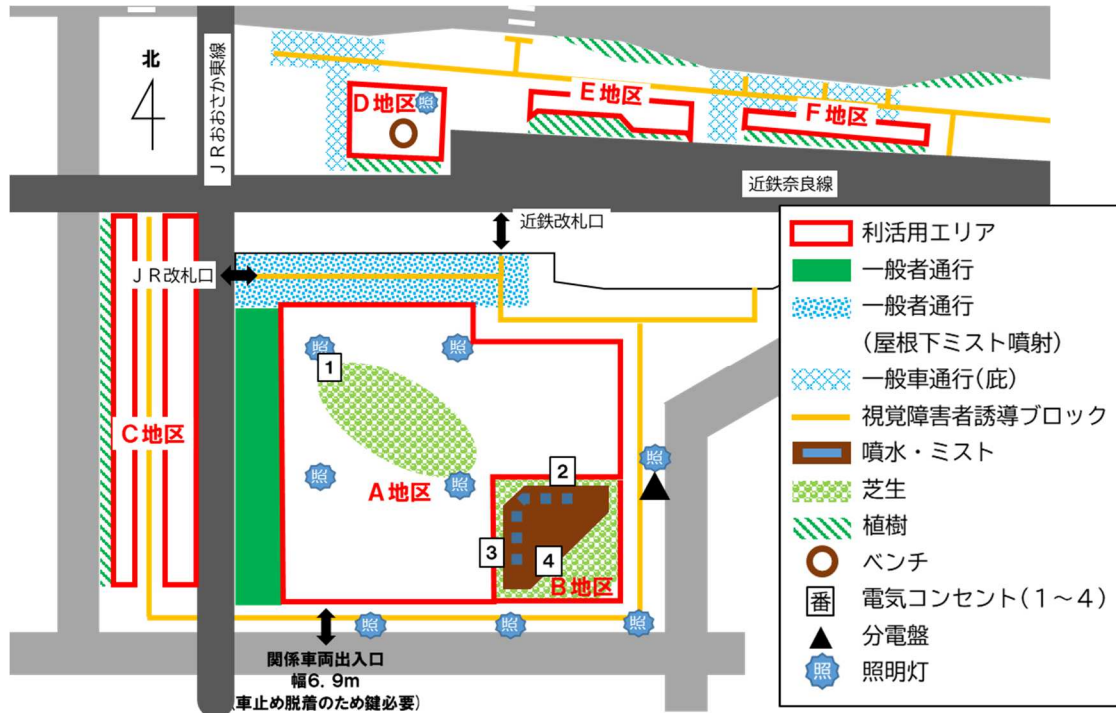
展示会、イルミネーション、大道芸、ワークショップ 等

💡上記以外でも、道路空間を利活用できるケースがあります。一度、東大阪市道路管理者までご相談ください。

注 意

下記事項に該当する、またはおそれがあると判断した場合は、道路空間の利活用を認められません。また、すでに利活用が許可されている場合は、許可を取下げます。なお、プレイヤーが、これにより生じた損害については、道路管理者は一切責任を負いません。

- ✓ 青少年の健全な育成を阻害し、または阻害するおそれがあると認められる場合
- ✓ 道路利用者及び近隣住民の迷惑となるもの、また危険がおよぶおそれがある場合
- ✓ 人権侵害、差別または名誉棄損となるまたはそのおそれがある場合
- ✓ 単に個人、団体の利益のみを追求して実施する場合
- ✓ 政治、宗教勧誘を目的とした活動である場合
- ✓ 騒音、異臭、その他公序良俗に反する行為である場合
- ✓ 保健所許可等必要な手続きがプレイヤーでできない場合
- ✓ その他、道路空間の利活用目的に該当しないと判断した場合



■利活(占用)料 (手続きは、19ページ参照)

エリア	占用料	面積	単価
A地区	3,560円/日	712㎡	5円/日・㎡
B地区	660円/日	131㎡	
C地区	1,090円/日	218㎡	
D地区	620円/日	123㎡	
E地区	350円/日	69㎡	
F地区	320円/日	64㎡	

- ※ 利活用が30日未満の場合は、占用料に別途消費税が掛かります。
- ※ 占用料の単価は本ガイドライン作成時のものであり、今後、改定に伴い変更になることがあります。
- ※ 噴水・ミスト・照明灯の稼働状況は変更できません。

■電気コンセント使用料 (手続きは、21ページ参照)

場所	コンセント数	使用料
1	1500W 1系統 2口	500円/日
2~4	1500W 3系統 6口	1500円/日

- ※ 保安・施設の構造上、場所毎での貸出しになります。コンセント番号毎での貸出しは不可
- ※ 使用上限容量は、各15アンペア

■利活用エリア

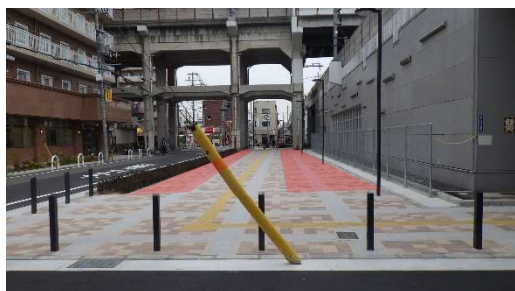
A地区 (712㎡)



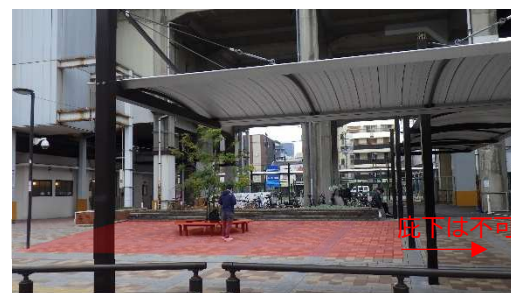
B地区 (131㎡)



C地区 (218㎡)



D地区 (123㎡)



E地区 (69㎡)



F地区 (64㎡)



■電気コンセント

1 照明灯柱の根元（2口）



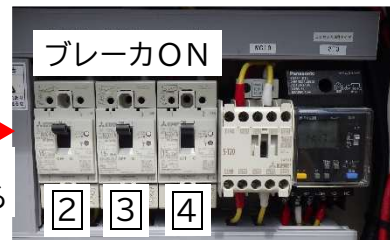
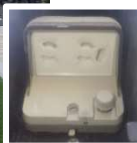
カバーの鍵を開けると
差し込み口



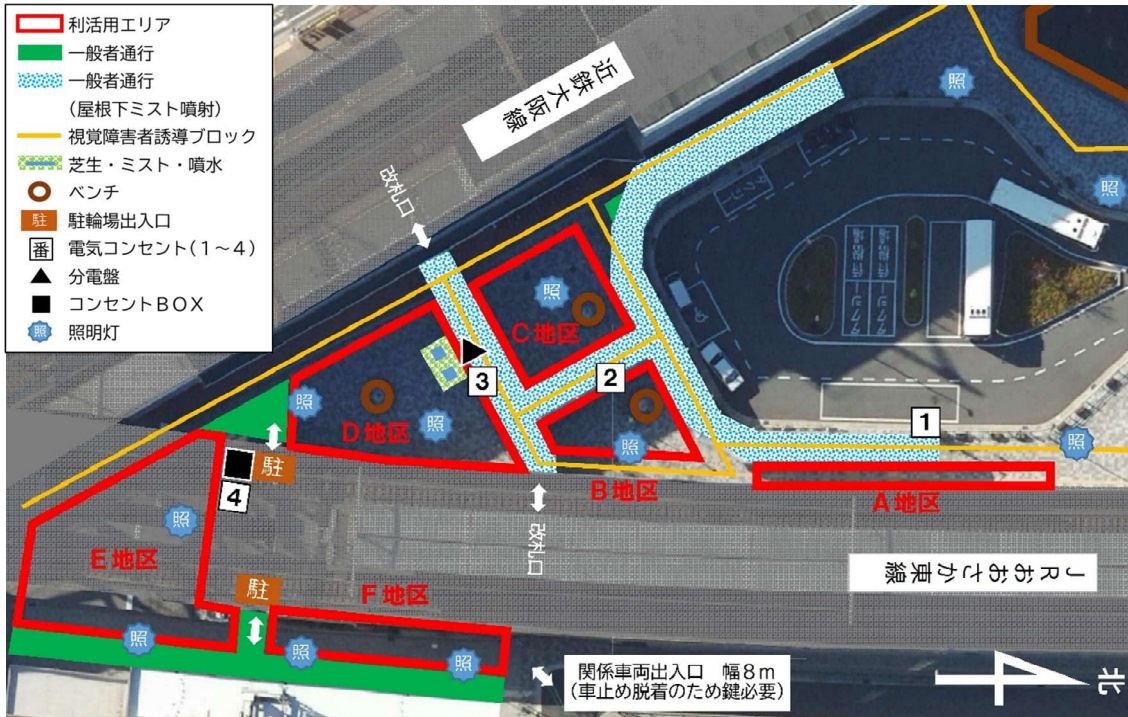
2~4 噴水台の足元（各2口）



切欠きの中に差し込み口



- ※ 4は時間設定機能を有しています。設定が必要な場合はご相談ください。
- ※ 使用上限容量は、各15アンペア



■利活(占用)料 (手続きは、19ページ参照)

エリア	占用料	面積	単価
A地区	290円/日	57㎡	5円/日・㎡
B地区	340円/日	68㎡	
C地区	570円/日	114㎡	
D地区	860円/日	172㎡	
E地区	1,660円/日	331㎡	
F地区	500円/日	100㎡	

- ※ 利活用が30日未満の場合は、占用料に別途消費税が掛かります。
- ※ 占用料の単価は本ガイドライン作成時のものであり、今後、改定に伴い変更になることがあります。
- ※ 噴水・ミスト・照明灯の稼働状況は変更できません。

■電気コンセント使用料 (手続きは、21ページ参照)

場所	コンセント数	使用料
1~3	1500W 2系統 4~6口	1000円/日
4	1500W 4系統 8口	2000円/日

- ※ 保安・施設の構造上、場所毎での貸出しになります。コンセント番号毎での貸出しは不可
- ※ 使用上限容量は、各15アンペア

■利活用エリア

A地区 (57㎡)



B地区 (68㎡)



C地区 (114㎡)



D地区 (172㎡)



■利活用エリア

E地区 (331㎡)



F地区 (100㎡)



■電気コンセント

1 屋根の柱（2口）



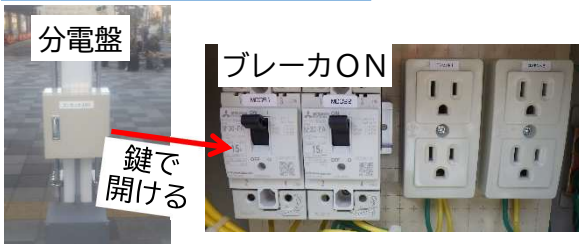
2 屋根の柱（2口）



※1・2を使用するには・・・



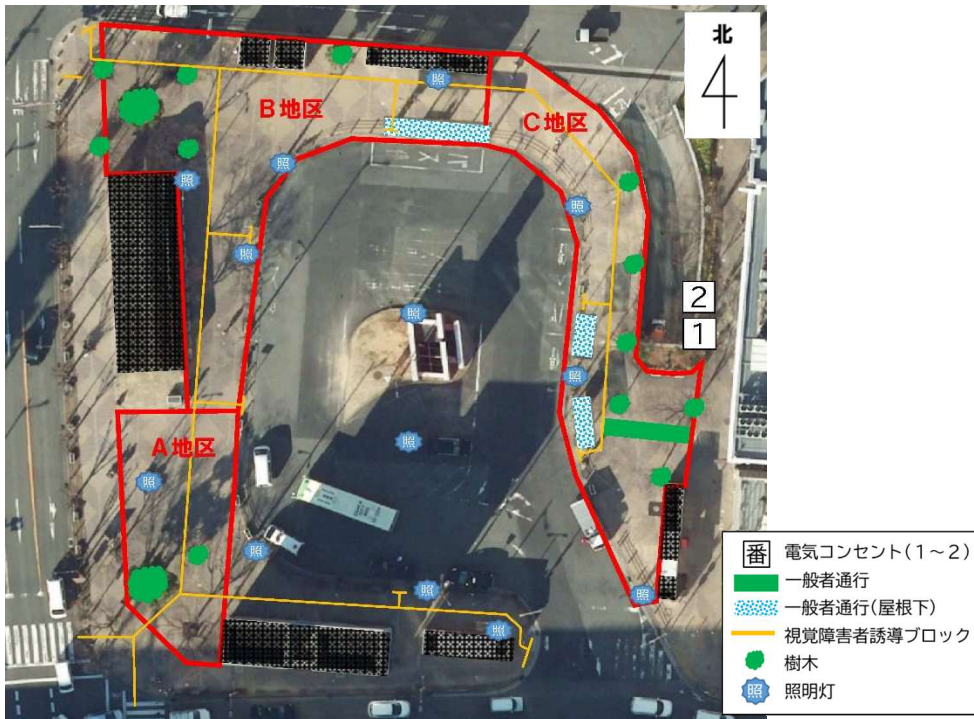
3 分電盤の中（2～4口）



4 コンセントBOX（8口）



※ 使用上限容量は、各15アンペア



一般利用者の通行のため、視覚障害者誘導ブロックを含んで3 mの幅を確保かつ、視覚障害者の通行のため、視覚障害者誘導ブロックの両端は60 cm確保すること。(17ページ参照)

■利活(占用)料 (手続きは、19ページ参照)

エリア	占用料	面積	単価
A地区	1,350円/日	270㎡	5円/日・㎡
B地区	3,010円/日	601㎡	
C地区	2,220円/日	443㎡	

※ 利活用が30日未満の場合は、占用料に別途消費税が掛かります。

※ 占用料の単価は本ガイドライン作成時のものであり、今後、改定に伴い変更になることがあります。

※ 照明灯の稼働状況は変更できません。

■電気コンセント使用料 (手続きは、21ページ参照)

場所	コンセント数	使用料
①	1500W 1系統 2口	500円/日
②	1500W 1系統 2口	500円/日

※ 使用上限容量は、各15アンペア

■利活用エリア

A地区 (270㎡)



B地区 (601㎡)



C地区 (443㎡)

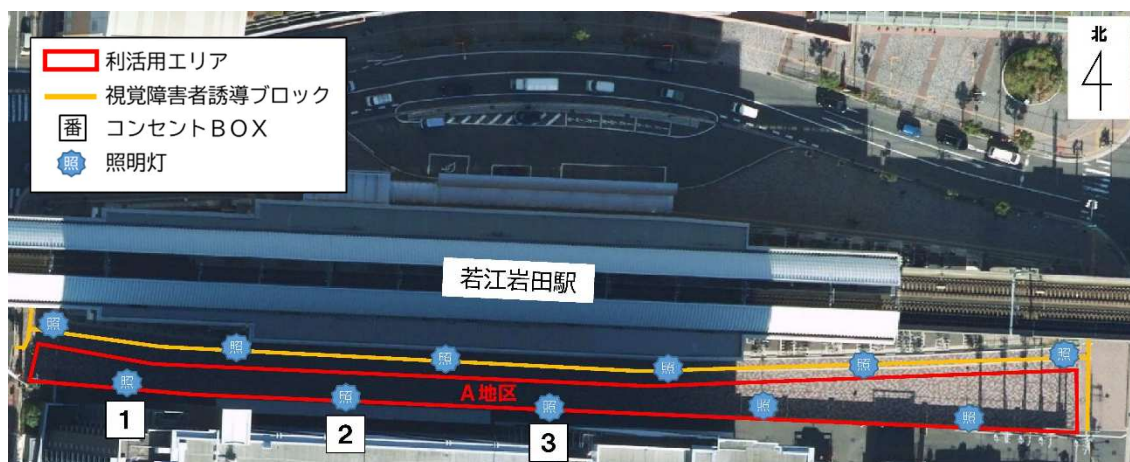


■電気コンセント

1 2分電盤の背面 (各2口)



※ 使用上限容量は、各15アンペア



■利活(占用)料 (手続きは、19ページ参照)

エリア	占用料	面積	単価
A地区	4,580円/日	915㎡	5円/日・㎡

※ 利活用が30日未満の場合は、占用料に別途消費税が掛かります。

※ 占用料の単価は本ガイドライン作成時のものであり、今後、改定に伴い変更になることがあります。

※ 照明灯の稼働状況は変更できません。

■電気コンセント使用料 (手続きは、21ページ参照)

場所	コンセント数	使用料
1	1500W 1系統 2口	500円/日
2	1500W 1系統 2口	500円/日
3	1500W 1系統 2口	500円/日

※ 使用上限容量は、各15アンペア

■利活用エリア

A地区（915㎡）

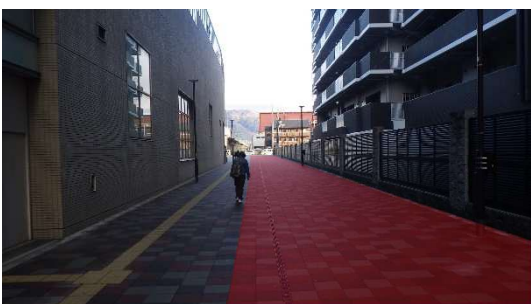
①（西の端）



②



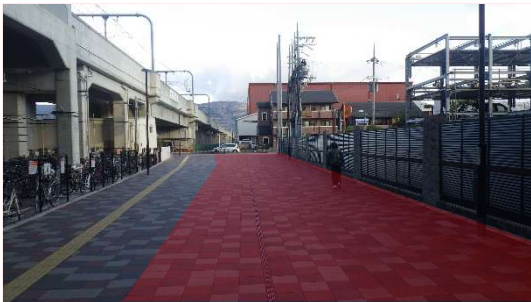
③



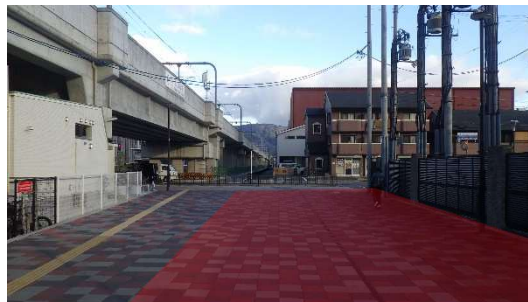
④



⑤

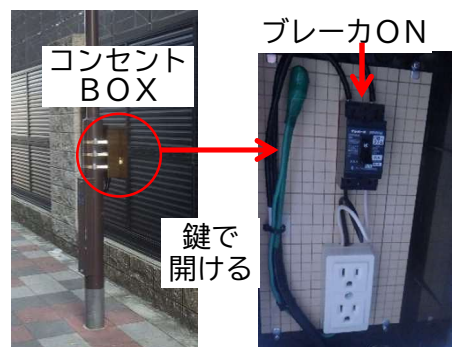
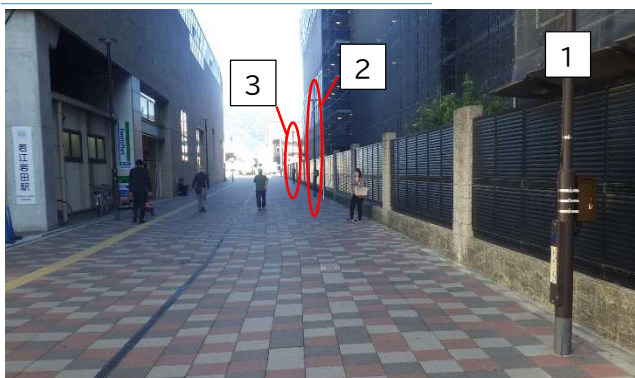


⑥（東の端）



■電気コンセント

①～②照明灯の柱（各2口）



※ 使用上限容量は、各15アンペア

3. 利活用エリア・料金〔利活用時間・一般利用者への配慮〕

■利活用時間

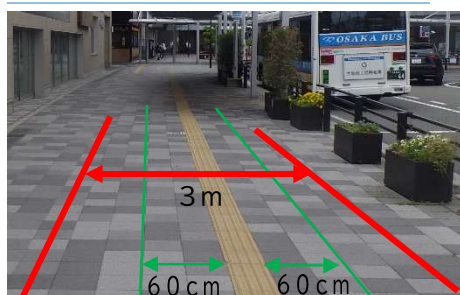
8時～21時とします。(準備や片付け・清掃時間含む)

※ 時間単位での貸出しは、おこなっておりません。

※ イルミネーション等風景を作り出す装飾のみの利活用については時間制限はありません。

■一般利用者への配慮

視覚障害者誘導ブロック付近



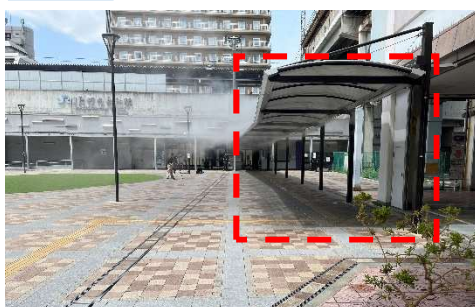
※緑色の線

視覚障害者の通行のため、視覚障害者誘導ブロックの両端は60cm確保すること。

※赤色の線

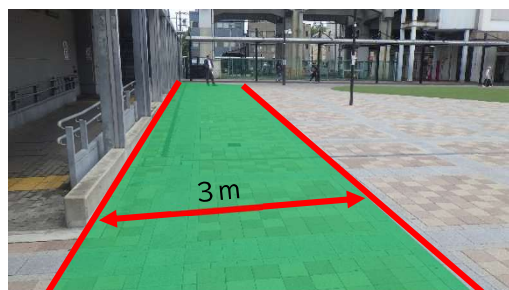
一般利用者の通行のため、視覚障害者誘導ブロックを含んで3mの幅を確保すること。(緑色の線を確保した上で片寄せでも可能)

屋根下



※屋根の下は、利活用(占有)禁止です。

一般者通行エリア



※ エリア範囲図で記載している緑色の範囲は、3mの幅を確保すること。

- 💡 公共施設や店舗等の出入口は塞がないこと。
- 💡 利活用(占有)範囲外でも、一般利用者の通行を妨げないこと。

4. 利活用できる人・団体

以下の人・団体がプレイヤー(占有者)に該当します。

ア. 地方公共団体

東大阪市の各部課、水道局 等

イ. 地方公共団体が支援する路上イベントの実施主体

地方公共団体が支援する理由及び内容並びに当該利活用に係る占有の許可に関する意見^{※1}が、道路占有許可申請書(20ページ)に付されていること。

※1: 東大阪市の各部課が発行する副申書や後援名義書 等

ウ. 地方公共団体を含む地域住民・団体等の関係者からなる協議会等

注 意

下記事項に該当する、またはおそれがあると判断したプレイヤーは、道路空間の利活用を認められません。また、すでに許可されている場合は、許可を取消げます。なお、プレイヤーが、これにより生じた損害については、道路管理者は一切責任を負いません。

- ✓ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益となり、またはその恐れがあると認められるもの
- ✓ プレイヤーが暴力団または暴力団員である、または、その者と直接的あるいは積極的に繋がりがあるもの
- ✓ 申請者が、過去の利用実績において、許可条件もしくは施設の利用上の遵守事項に違反し、または道路管理者の指示に従わなかったものが申請したもの
- ✓ 市に金銭的支援を求めるもの
- ✓ 活動主体を担えない(事業実施の責任を負えない)もの
- ✓ 申請書の記載事項や実施内容に虚偽があった場合や行政からの指導に従えないもの
- ✓ 破産者であって復権していないもの及び会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てがなされているもの、または、民事再生法に基づき更生手続きの申し立てがなされているもの
- ✓ 国税及び地方税を滞納しているもの

STEP 1 事前相談 (随時)

利活用の目的や実施内容について
プレイヤーとして認めらるか
利活用日の空き状況の確認 等

STEP 2 道路占用許可申請 (利活用日の2週間前までに申請)

申請の受付は、利活用日の90日前から可能です。(20ページ参照)
申請時に手数料500円を現金で支払い後、利活用日が確定されます。
(地方公共団体は無料)
利活用日の確定は、手数料支払い順となります。

STEP 3 協議書の受取り (道路占用申請から1週間で発行)

申請書類に不備があれば、受取り可能日は長くなります。

STEP 4 道路使用許可申請・許可手続き (各所轄で手続きを行ってください。)

布施警察署 (中緑道23号線以外)
住所 東大阪市下小阪四丁目1番48号
電話 06-6727-1234
河内警察署 (中緑道23号線)
住所 東大阪市稲葉一丁目7番1号
電話 072-965-1234

STEP 5 道路占用許可書の受取り (道路占用申請から2週間で発行)

申請書類に不備があれば、受取り可能日は長くなります。
占用料を納付してください。(20ページ参照)

STEP 6 電気設備使用申請

必要があれば手続きを行ってください。(21ページ参照)

- ⚡ 東大阪市本庁舎14階道路管理課にて、平日の9時から17時30分に対応します。
- ⚡ 東大阪市が開催する行事等で、利活用できない日があります。
- ⚡ 駅前交通広場等の工事等で調整が必要な場合があります。
- ⚡ 車止めの鍵が必要な場合は、道路管理課で借用してください。なお、当日の貸出しは行っておりません。使用日の直近の開庁日にお越しくください。返却日についても、使用期間終了後の直近の開庁日とします。
- ⚡ その他、関係法令(食品衛生法、消防法、下水道法、建築基準法等)に基づく手続きについても、必要に応じて済ませること。

■道路占用許可申請

必要な書類名	特記事項	様式
① 道路占用許可申請書	申請人の押印は任意	あり
② 道路空間利活用届出書	届出人の押印は任意	あり
③ 位置図	占用場所が明瞭にわかるもの	なし
④ 説明書	利活用の概要がわかる資料	なし
⑤ 計画図	占用物、駐輪場、警備員等のレイアウト(配置)がわかる資料	なし
⑥ 交通規制図	警察署と協議した図面を添付	なし
⑦ 現況写真	占用場所が明瞭にわかるもの	なし
⑧ 工程表		なし
⑨ 緊急時連絡体制表		あり
⑩ 副申書、後援名義書等 (18ページのイに該当)	地方公共団体が支援する利活用のプレイヤーである場合に必要	なし

※ 上記の書類を利活用日の2週間前までに2部提出してください。

※ 申請は、利活用日の90日前から受付可能です。

※ 申請時に手数料として500円徴収します。(地方公共団体は無料)

※ 郵送・メールでの受付はしておりません。必ず窓口にお越しください。

※ 申請書に不備があると利活用日までに許可書を発行できない場合があります。日にちに余裕をもって申請をしてください。

※ ⑩は発行されるまでに相当の日数を要する場合があります。詳しくは、発行する部課にお問い合わせください。

※ 様式がある書類は、26ページ以降を参照してください。

※ 申請の受付時間は、平日の9時から17時30分です。

東大阪市土木部道路管理室道路管理課

東大阪市荒本北一丁目1番1号 本庁舎14階

TEL 06-4309-3219

■占用料納付

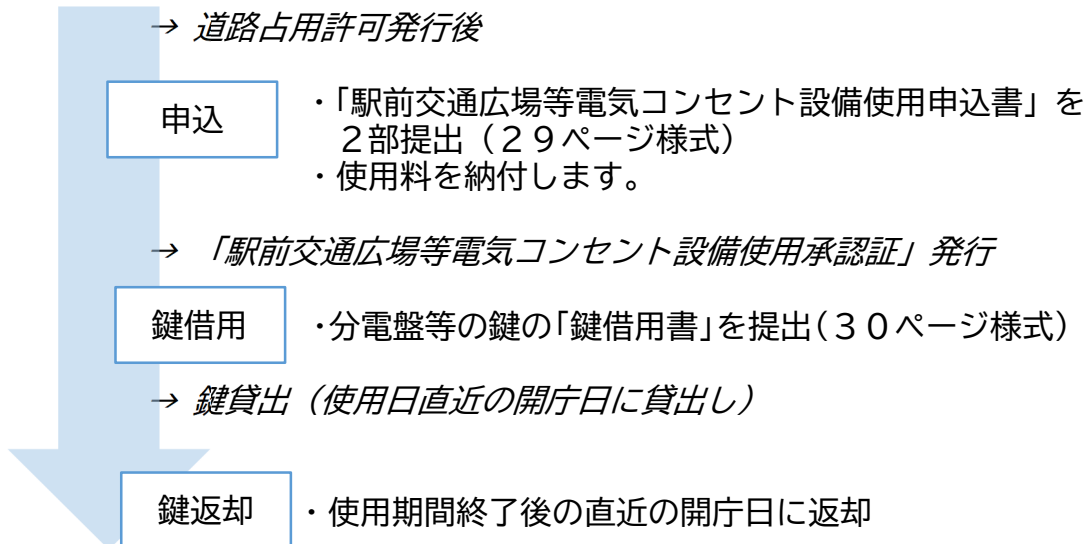
「東大阪市道路占用料徴収条例」に基づき、占用料の納付が必要です。

納付書払い	許可書発行日から30日以内に市が発行する納付書で指定の金融機関に納付する。
-------	---------------------------------------

6. 電気コンセント使用手続き

道路空間に道路管理者が備え付けている電気コンセントを使用する場合は、道路占用許可申請手続きとは別に、電気使用申込手続きが必要です。

■使用までの流れ



■使用料納付

「東大阪市駅前交通広場等における電気コンセント設備使用要綱」に基づき、使用料の納付が必要です。

現金払い 電気コンセント設備使用申し込み時に窓口にて支払う。

- ⚠ コンセントにブレーカが附属されている場合は、使用后、OFFにしてください。
- ⚠ ブレーカが落ちた場合は、使用中止となります。
- ⚠ 使用後は全ての設備の鍵を施錠してください。
- ⚠ 鍵の当日貸出しは行っておりません。必ず、使用日の前日もしくは前日が休日の場合は、開庁している日の直近日にお越しください。また、返却日は、使用期間終了後の直近の開庁日とします。
開庁日 平日の9時～17時30分 道路管理課
- ⚠ 分電盤等の周囲には、駅前交通広場等を運用するための重要な設備が多数あります。触れないようにしてください。

■周辺への配慮について

- ① 近隣住民や店舗へ事前に説明し、理解を得た上で、双方協力し合うこと。
- ② 利活用で発生する音、臭い、煙、振動、光等について、大きさ・強さ・風向等を調整し、使用する時間も含めて近隣住民や店舗の生活・営業環境に配慮を講じ常識の範囲で使用する事。
- ③ 占用物は道路空間の構造に支障を及ぼさないものであり、かつ、周辺の環境・美観等を妨げるものでないこと。

■交通整理について

- ① 一般利用者や鉄道利用者の通行を阻害することのないよう、3 m以上の動線を確保すること。(17ページ参照)
- ② 視覚障害者誘導ブロックの両端から60 cmの通行幅を確保し、バリアフリー施設の妨げにならないようにすること。(17ページ参照)
- ③ 併設されている駐輪場や店舗等の経路及び出入口を塞がないこと。
- ④ 来場される方の駐輪場はプレイヤーで確保すること。
- ⑤ 遠方から来場される方には、公共交通機関の利用を呼び掛けること。
- ⑥ イベント等に起因する周辺道路の混雑や違法駐車、及び駐車場満車時の対応(誘導員の配置等)はプレイヤーが行うこと。

■設備について

- ① プレイヤーが利活用する場合、噴水・ミスト・照明灯の稼働状況は変更できません。
- ② ガス・水道設備及びトイレはありません。必要に応じプレイヤーで準備すること。
- ③ 道路空間にゴミ箱はありません。必ずごみステーションを設置すること。
- ④ 噴水やミスト等の水を使用した景観施設は、気象条件等により、マルシェ等の店舗が結露等により水濡れする可能性があります。施設運転の停止や損害に対する損失補償は致しません。店舗等の配置計画や水濡れ対策はプレイヤーで行ってください。

■禁止事項

- ① 許可なく道路空間の現状を変更してはならない。
- ② 利活用場所は禁煙とする。
- ③ 噴水・芝生エリアでの、店舗やキッチンカー等固定施設の設置は認めない。
- ④ 噴水利用者を阻害してはならない。
- ⑤ ドローンの使用は禁止とする。

■事故防止

- ① 参加者等が熱中症や感染症等にならないよう健康と安全を最優先すること。
- ② 電源及び電気機器等の使用は、感電事故等がないよう配慮すること。
- ③ 電源を利用する場合のケーブル等は養生し、歩行者等の通行を阻害しないこと。
- ④ テント等の風で飛ばされる可能性があるものは飛散対策を施すこと。
- ⑤ ガスボンベや発電機等の火気使用は、消防局の指導の下、取扱いに注意すること。

■天地異常時の対応について

以下の事象について、開催中であっても一時または完全中止とする。また、来場者を安全地帯まで避難誘導する等の対応をとること。

- ① 気象庁から特別警報または警報が発令されている場合
- ② 気象庁から雷注意報が発令されている場合
- ③ イベント等の当日に大規模な地震（震度5弱以上）が発生した場合
- ④ 災害時等において、市が必要と判断した場合

■利活用中や利活用後について

- ① 道路空間で飲食する場合は、シート等を敷き汚さないこと。
- ② 発生したゴミや不要物等は、プレイヤーの責任で適正に処分すること。
- ③ 利用期間中に発生した洗い水等の汚水、廃棄油等の処理については、東大阪市下水道部の指導の下、適切に処理すること。
- ④ 利用期間中、実施場所における設置物（市の設置物を含む。）の維持管理を行い、清掃等の美化活動に取り組むこと。
- ⑤ 2日以上イベント等で、開催時間外に占用物を存置する場合は、占用範囲をできる限り縮小し、一般利用者の通行確保や飛散・いたずら防止等の安全措置を講ずること。また、危険物は都度持ち帰ること。
- ⑥ イベント等の開催後は、駅前交通広場等の全域及び隣接道路の清掃を行い、全施設を原状回復すること。清掃が不十分な場合、再度清掃を指示します。

■鍵の貸出しについて

- ① 駅前交通広場等を出入りするための車止めの鍵や、電気コンセントを使用するための鍵を借りる際は、使用日の前日もしくは、前日が休日の場合は、開庁している日の直近日にお越しく下さい。
- ② 鍵の返却は、使用期限の翌日とします。翌日が休日の場合は、開庁している日の直近日にお越しく下さい。

■鉄道について

自己の責に帰すべき事由による事故・トラブル等で鉄道の運行に影響が生ずると、鉄道管理者から損害賠償の責任等が問われる可能性があるので留意すること。

■関係法令の遵守

- ① 関係法令（道路法、道路交通法、食品衛生法、消防法、下水道法、建築基準法等）を遵守し、関係機関と必要な手続きを漏れなく済ませること。
- ② 関係法令に基づき発行された許可書等を、利用中は携帯すること。

■トラブルや責任・損害賠償について

- ① 自己の責に帰すべき事由による事故・トラブル等については、プレイヤーが一切の責任をもって対応すること。
- ② 道路空間の施設や設備等に損傷・汚損が発生した場合には、プレイヤーの責任において原状回復等を行ってください。原状回復ができていない場合は、別途費用を請求することがあります。
- ③ 利用期間中における一切のトラブル等に対し、誠意を持って対応すること。
- ④ 利用当日、イベント等の内容に対し苦情等が多数寄せられた場合は、基本的にプレイヤーでの対応となりますが、道路管理者としてイベントの中止や内容変更をプレイヤーへ要請する可能性があります。
- ⑤ その他、道路管理者の指示や指導があった場合、速やかに従うこと。

8. 特に多い苦情

■音量

💡多い苦情

「音量が大きくてゆっくり休めない」、「叫び声のような音で不愉快」等

💡お願い

周辺には、住宅や宿泊施設があります。音源・音響が発生するイベント等は19時までとしています。事前に近隣住民や店舗に説明・理解を得ること。また、音源・音響の向きや設置場所をについて、特段の配慮を講じ常識の範囲で実施すること。

■来場者の駐輪場

💡多い苦情

「周辺道路や店舗・住宅前に、来場者が自転車を停めて迷惑」等

💡お願い

来場者の駐輪場は利活用範囲で用意するか他で借りる等、プレイヤーで確保すること。絶対に周辺道路や店舗・住宅前等に自転車やバイク等を止めさせないこと。

■トイレ

💡多い苦情

「イベントのお客がお店(周辺の店舗)に、トイレだけ使用して迷惑」、「イベントの関係者が道路で用を足している」等

💡お願い

利活用場所にトイレはありません。プレイヤーで用意すること。道路上で用を足すことは絶対にしないこと。

■一般利用者の通行障害

💡多い苦情

「イベントのブースが占領して、通れない」、「イベントの店のお客が並んで通れない」、「観覧者が場所を陣取って、通れない」等

💡お願い

17ページのルールを守って頂き、一般利用者、鉄道利用者等への通行経路を阻害しないこと。

苦情が減らなければ、今後、イベント等の内容に制限をかけたり、深刻であれば利活用を禁止します。

みなさんが気持ちよく利活用してもらうために、みなさんでルール・マナーを守っていきましょう。

道路占用許可申請書

道路占用許可申請書
協 議 書

新 規	更 新	変 更	東大阪土道第	号
			令和	年 月 日

令和 年 月 日

(あて先) 東 大 阪 市 長 于
住所

氏名

担当者	
TEL	FAX
E-mail	

第 32 条 許可を申請
道路法 第 35 条 の規定により 協 議 します。

占用の目的			
占用の場所	路線名	車道・歩道・その他 ()	
	場 所	東大阪市	地先
占用物件	名 称	規 模	数 量
占用期間	令和 年 月 日 から	日間	占用物件 の 構 造
	令和 年 月 日 まで		
工事期間	令和 年 月 日 から	日間	工事実施 の 方 法
	令和 年 月 日 まで		
道路の 復旧方法		添付書類	位置図・現況図・計画図・構造図・ 交通規制図・現況写真・※工程表
備 考			

記載要領

- 「許可申請協 議 書」、「第 32 条 許可を申請 第 35 条 の規定により 協 議 します。」については、該当するものを○で囲むこと。
- 「新 規」「更 新」「変 更」については、該当する物を○で囲み、更新・変更の場合には、従前の許可書又は回答書の番号、及び年月日を記載すること。
- 申請者が法人である場合には、「住所」の欄に主たる事業所の所在地、「氏名」の欄には名称、及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属、氏名を記載すること。
- 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
- 変更の許可申請にあつては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを () 書きすること。
- 「添付書類」の欄には道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面、その他必要な書類を添付した場合にその書類名を記載すること。

道路空間利活用届出書

道路空間利活用届出書

令和 年 月 日

(あて先)東大阪市長

届出者 氏
住所

氏名

※届出者は道路占用許可申請者と同一

道路空間を利活用するにあたり、以下のとおり届け出ます。

行事名称				
来場見込み		人		
道路空間		<input type="checkbox"/> 永和駅前交通広場 <input type="checkbox"/> 東大阪市×鳥貴族うぬぼれ俊徳道駅前交通広場 <input type="checkbox"/> 布施駅北口駅前交通広場 <input type="checkbox"/> 中緑道23号線(若江岩田駅前)		<input type="checkbox"/> A地区 <input type="checkbox"/> B地区 <input type="checkbox"/> C地区 <input type="checkbox"/> D地区 <input type="checkbox"/> E地区 <input type="checkbox"/> F地区
使用日時		令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日まで 日間		
使用時間		時 分 ~ 時 分		
催し	イベント	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	物 品	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	飲 食	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	そ の 他	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
環 境	火気使用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	煙	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	電気機器	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	音源・音響	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	排水・汚水	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	光源・照明	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
運 用	車両搬入	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	入 場 料	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	警備員等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	駐 輪 場	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
音響・音源が有の場合の使用時間			時 分 ~ 時 分	
電気コンセント設備の使用				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
道路空間利活用ガイドラインの記載事項を理解・同意した上で、利用します。				<input type="checkbox"/>

緊急時連絡体制表

緊急時連絡体制表

カテゴリー	連絡先	電話番号
プレイヤー	優先① 氏名	
	優先② 氏名	
	優先③ 氏名	
総合	事件・事故	110
	火災・救急	119
	東大阪市役所(代表)	06-4309-3000
	(業務時間外・休日)	(06-4309-3330)
	東大阪労働基準監督署	06-7713-2027
消防	東大阪市消防局西消防署	06-6788-0119
医療	市立東大阪医療センター(代表)	06-6781-5101
	救急安心センターおおさか	06-6582-7119
	救急医療相談への対応、病気やケガの緊急性についての助言、病気やケガの状態からの応急手当についての助言、適切な救急病院の案内	
	大阪府救急医療情報センター	06-6693-1199
診察が可能な医療機関の案内、救急車を呼ぶほどではないが適切な医療機関がわからない場合など		
占有許可・イベント等のこと	東大阪市道路管理課 (業務時間外・休日)	06-4309-3219 (06-4309-3330)
施設の破損やトラブル		
イベント等に起因すること	東大阪市道路管理課	06-4309-3219
上記以外	東大阪市土木環境課	06-4309-3218
業務時間外・休日		06-4309-3330
下水	東大阪市下水道維持管理課	06-4309-3254
水道	東大阪市水業局	06-6724-1221
ガス	大阪ガス株式会社	0120-5-19424
電気	関西電力送配電株式会社	0800-777-3081
電話	西日本電信電話株式会社	0120-444-113
その他		

駅前交通広場等電気コンセント設備使用申込書

駅前交通広場等電気コンセント設備使用申込書					
令和 年 月 日					
(あて先)東大阪市長 (道路管理課扱い) 申込者 住所					
氏名					
使用目的					
道路占用許可書ID					
使用場所	<input type="checkbox"/> 永和駅前交通広場 <input type="checkbox"/> 東大阪市×鳥貴族うぬぼれ俊徳道駅前交通広場 <input type="checkbox"/> 布施駅北口駅前交通広場 <input type="checkbox"/> 中緑道23号線(若江岩田駅前) <input type="checkbox"/> 瓢箪山駅前せせらぎ広場				
使用責任者	氏名 ----- 連絡先				
使用日	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 までの 日間				
コンセント番号					
使用料	500円/日×___系統(100v 15A)×___日間 = _____ 円				
使用する電気機器	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">電気機器名</th> <th style="width: 30%;">数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 100px;"></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	電気機器名	数量		
電気機器名	数量				
駅前交通広場等電気コンセント設備使用承認証					
上記のとおり承認する。ただし、以下の条件を付する。					

(条件)

- 1 申込者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 申込み時には、道路占用許可書も提示すること。
- 3 道路占用許可を受けた目的以外で使用しないこと。
- 4 本承認書は、電気設備使用中も携帯すること。
- 5 使用料は、申込時に窓口にて現金で支払うこと。
- 6 支払った電気料金は返還しない。
- 7 鍵の貸出しは、原則使用日の前日とする。前日が休日の場合は、開庁している日の直近日とする。
- 8 鍵の貸出しの際は、借用書を提出し本承認証と身分証明書も併せて提示すること。
- 9 鍵の返却は、使用期限の翌日とする。翌日が閉庁している場合は、開庁日に最も近い日とする。
- 10 電源を利用する場合、ケーブル等で養生し、歩行者等の妨げにならないようにすること。
- 11 点字誘導ブロック等のバリアフリー施設の妨げにならないようにすること。
- 12 電源及び電気機器等を使用する場合、感電事故等がないよう安全に配慮すること。
- 13 アンプ等の音響機器を使用する場合は、周辺への環境を配慮すること。
- 14 電気設備使用後は、施設し原状回復すること。
- 15 電気設備使用に関係のない周辺機器には触れないこと。
- 16 使用に際し苦情等があった場合は、使用者にて対応すること。
- 17 容量を超えて使用しブレーカが落ちた場合は、使用中止となります。
- 18 鍵を貸出している期間(市へ返却していない期間を含める)、電気使用者の管理不足により東大阪市又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償すること。
- 19 災害等の緊急の場合、使用期間内であっても、その需要のために利用させること。
- 20 鍵の貸出しについて、「鍵借用書」を1部提出すること。その際、鍵借用責任者の本人確認ができるもの(運転免許証やマイナンバーカード表面の現物)を提示すること。コピーします。
- 21 その他、市の指示や指導があった場合、速やかに従うこと。

承認印

Ver. 3

鍵借用書

電気コンセント設備
使用承認証受付番号

道路占用許可書ID

鍵借用書

令和 年 月 日

(あて先)東大阪市長
(道路管理課扱い)

申請者 住所

氏名

(責任者)氏名

電話番号

- ※身分証明書を提示すること。
 ※電気コンセント設備を使用する場合は、「駅前交通広場等電気コンセント設備使用承認証」を提示すること。
 ※車止めの鍵を借用する場合は、「道路占用許可書」を提示すること。

下記事項を遵守することを誓約し、鍵を借用します。

1. 目的:

- 永和駅前交通広場
 東大阪市×鳥貴族うぬぼれ俊徳道駅前交通広場

2. 使用場所:

- 布施駅北口駅前交通広場
 中緑道23号線(若江岩田駅前)
 瓢箪山駅前せせらぎ広場

3. 鍵の用途:

- 分電盤 コンセントBOX 照明灯 門扉 車止め

4. 鍵番号:

5. 借用日: 令和 年 月 日

6. 返却日: 令和 年 月 日

7. 遵守事項

- ① 目的以外に使用しません。
- ② 鍵の複製は行いません。
- ③ 鍵は第三者に貸し出しません。
- ④ 開錠、施錠は申請者が責任を持って行います。
- ⑤ 万が一、鍵を紛失または破損した場合は、直ちに道路管理課に報告し、その損害の費用は申請者において全額負担します。
- ⑥ 災害等の緊急の場合、借用期間内であっても、そのための需要に利用させます。
- ⑦ その他、市の指示や指導があった場合、速やかに従います。

受理証印

Ver. 3

附則

令和7年8月 策定

令和8年4月 改定

問 合 せ ・ 申 請 窓 口

東大阪市土木部道路管理室道路管理課(道路管理者)

〒577-8521

東大阪市荒本北一丁目1番1号 本庁舎 14階

TEL 06-4309-3219

FAX 06-4309-3836

時 間 平日 9時~17時30分